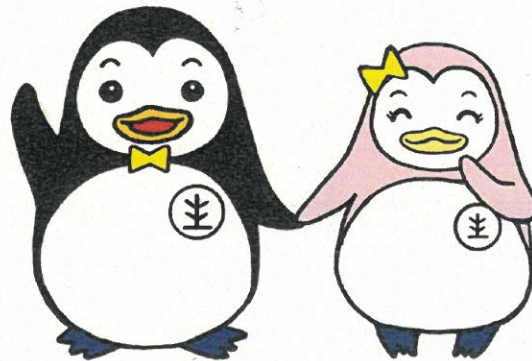


再犯防止の推進に向けて

～最近の動向から～

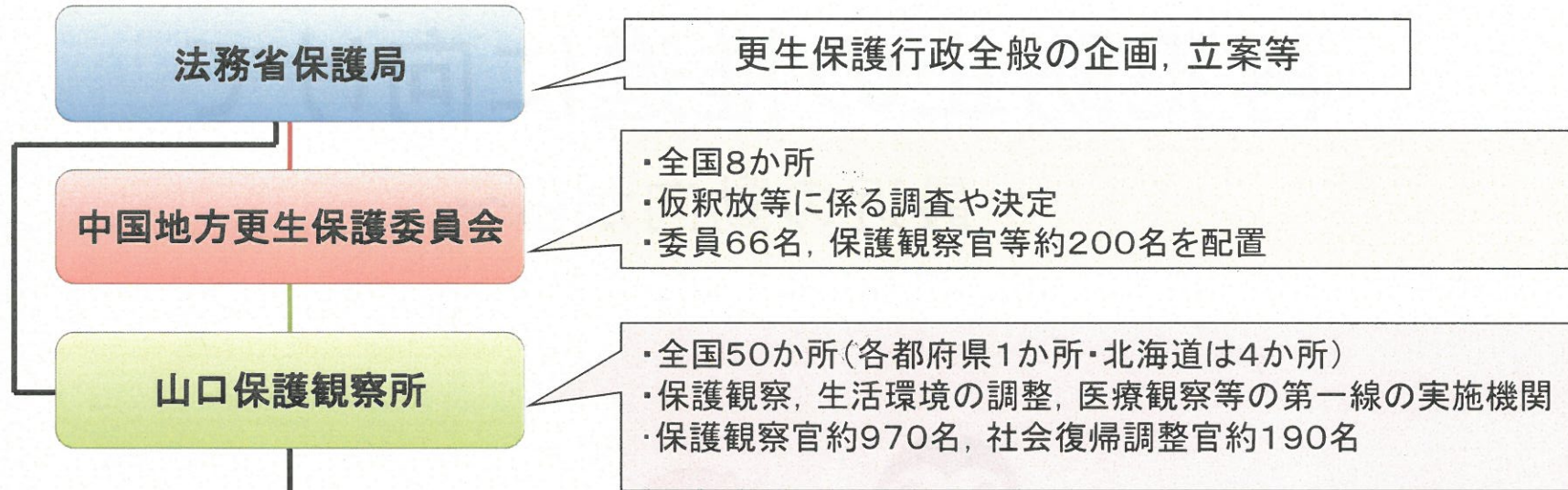


令和5年7月24日

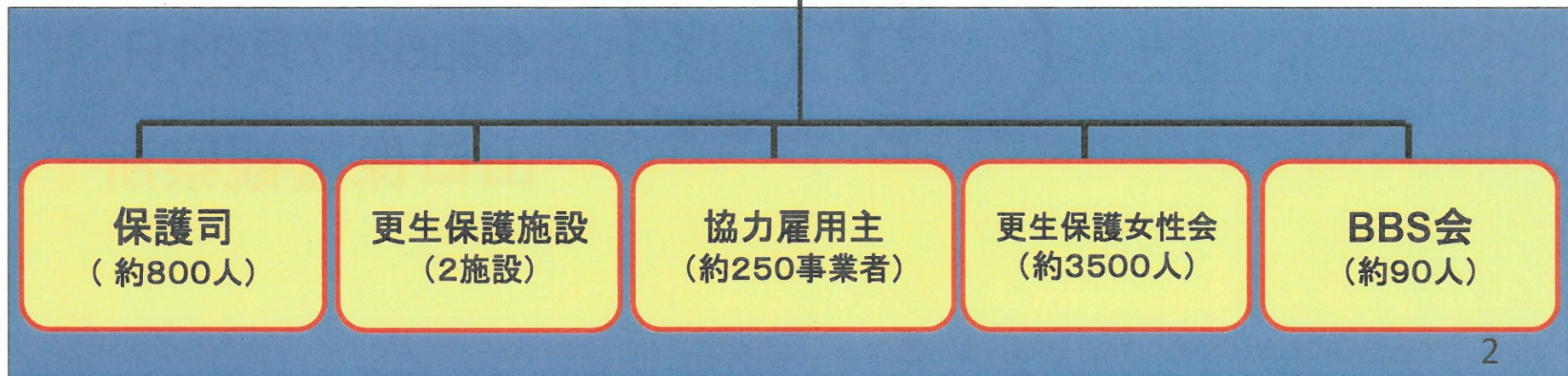
山口保護観察所

更生保護の担い手

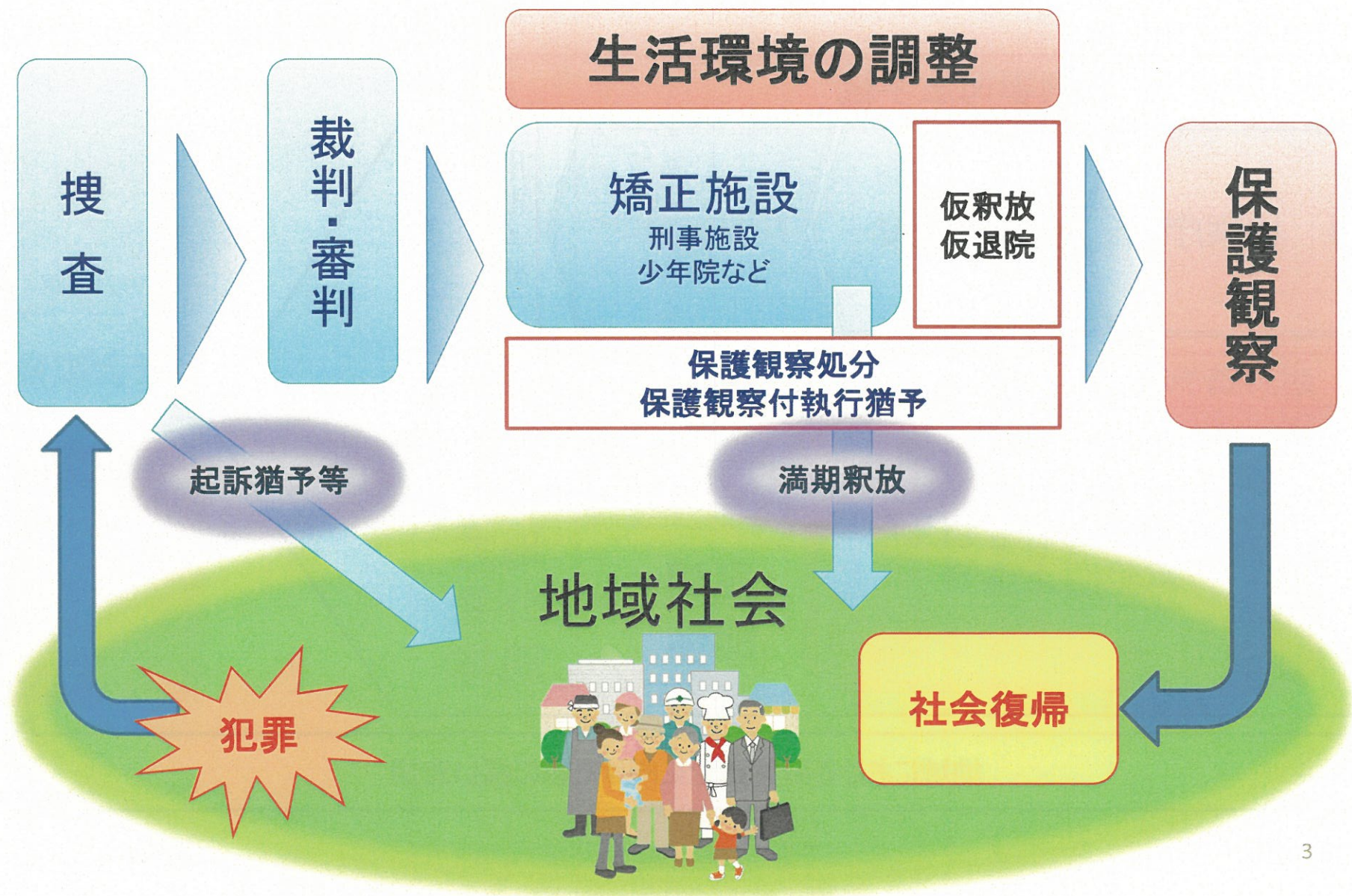
法務大臣



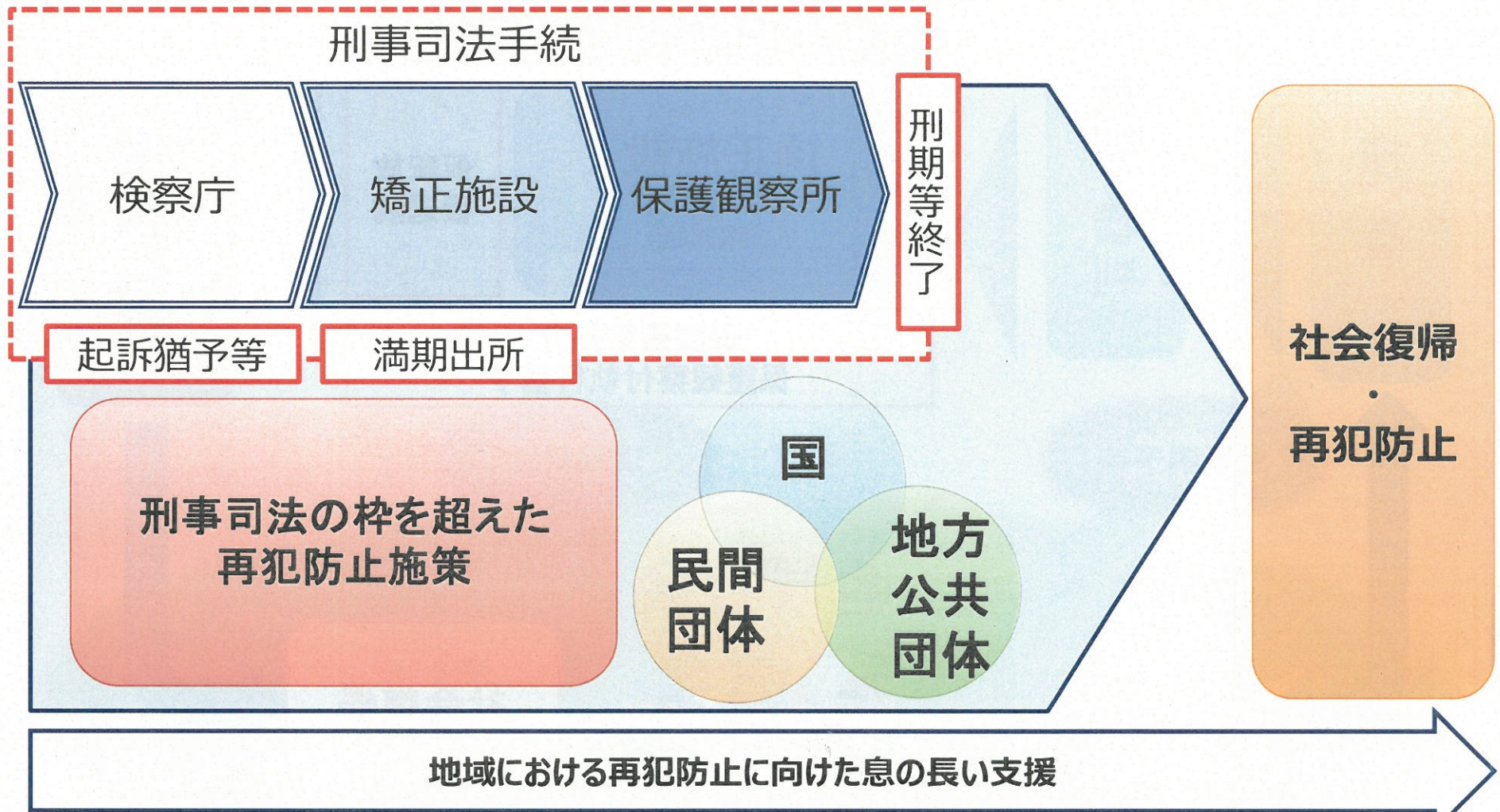
山口県内の更生保護ボランティア



犯罪・非行をした人は、
いずれは地域社会に戻ります。



地域における再犯防止施策



第二次再犯防止推進計画について

令和5年3月17日策定

1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの



再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）は、令和4年度末をもって計画期間が終了



第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定されたもの
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末までの5か年

2 7つの重点課題

第一次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

第二次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第二次計画における基本的な方向性

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「**息の長い支援**」の実現
- 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**の構築
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに**国・地方公共団体・民間協力者の連携**を更に強固にすること

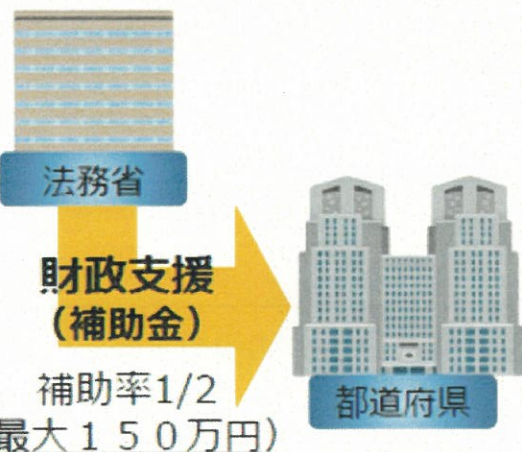
(参考)地域再犯防止事業について

1 地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 国と地方公共団体の役割分担を明確化の中で、都道府県に担っていただく再犯防止施策を整理
- 都道府県において当該支援を継続して実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び
賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品費
等）、役務費（通信運搬費等）、
委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれかを1つを実施

2 地域再犯防止推進事業における直接支援の実施例

【就労支援】（例：職場定着支援）

概要	保護観察又は更生緊急保護の期間が終了した者等に対する職場定着支援を実施 【実施団体：広島県、愛媛県】（※神奈川県、愛知県においては、本事業ではないものの、県の独自事業として実施）
----	--

【就労支援】（例：直接雇用を通じた就労支援）

概要	保護観察中の少年の雇用を通じ、就労継続に必要な社会的スキルを習得させるとともに、本格的な就労に向けた各種支援を実施する。 【実施団体：長野県】
----	--

【専門的支援】（例：寄り添い弁護士）

概要	弁護士が、犯罪をした者等に対し、刑事司法の各段階において、定期的に面会や関係機関への引継ぎ等の社会復帰に向けた各種支援を実施する。 【実施団体：愛知県、福岡県】
----	---

【相談支援】（例：相談窓口の設置）

概要	犯罪をした者等を対象とした相談窓口を設置し、再犯防止に向けた相談対応を行う。 【実施団体：秋田県、栃木県、東京都、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、山口県、徳島県】
----	--

3 委託による相談窓口の設置の一例

相談窓口の設置に係る事業スキーム（例）

都道府県



業務委託

民間事業者
(社会福祉法人、更生保護関係団体等)



【業務委託で実施する場合のメリット】

民間事業者の知見・ノウハウを活用した専門性の高い支援を実施できる

→ 犯罪をした者等の特性や支援ニーズに応じた情報の提供

→ 民間事業者等が有する支援ネットワークの活用

相談支援の実施



- 方法：面接、電話、メール等
- 対象：犯罪をした者等やその家族、支援者等

事業実施による具体的な効果

- 刑事司法手続終了後の犯罪をした者等の孤独・孤立の防止
- 多様な支援ニーズを抱えた犯罪をした者等がワンストップで相談できることにより、効果的・効率的な支援が実現
- 再犯防止の取組に関する地域住民の理解の促進

犯罪が繰り返されない
新たな被害者を生まない
社会の実現

地方公共団体に御協力いただいている、さまざまなこと

～地域による包摂の推進に向けて～

3 - ① 地域による包摂の推進

⑥ 地域による包摂の推進

「刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

- ・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、

- ・ 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。
- ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などを実施に努める。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

⑥ 地域による包摂の推進

<国による支援>

- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

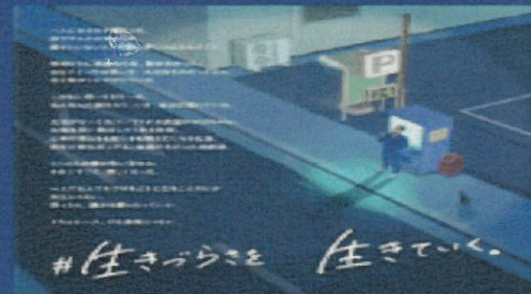
広報・啓発

#生きぐらさを生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第73回 社会を明るくする運動

#社明73 ポスター・リーフレット・ショートアニメーション



*社会を明るくする運動のポスター・リーフレットのデータは、法務省HPからダウンロードいただけます。

*HPでは、SMS用アイコン等の各種デジタルパーツも共有しておりますので、



舞台は夜の自動販売機。

缶コーヒーを片手に星空を眺める青年。

この青年は、星空に何を見ているのでしょうか。

リーフレットの中扉は、星空を眺め、思いにふける青年をそっと見守る月の視点です。

青年が、様々な人に見守られながら立ち直ってきたことを表現しています。



*動画データは各保護観察所に配布いたしますので、活用を希望される際には保護観察所にお問い合わせください。

*法務省公式YouTubeチャンネルにもアップします。



アニメーションは30秒・15秒・6秒ver.を御用意しています。

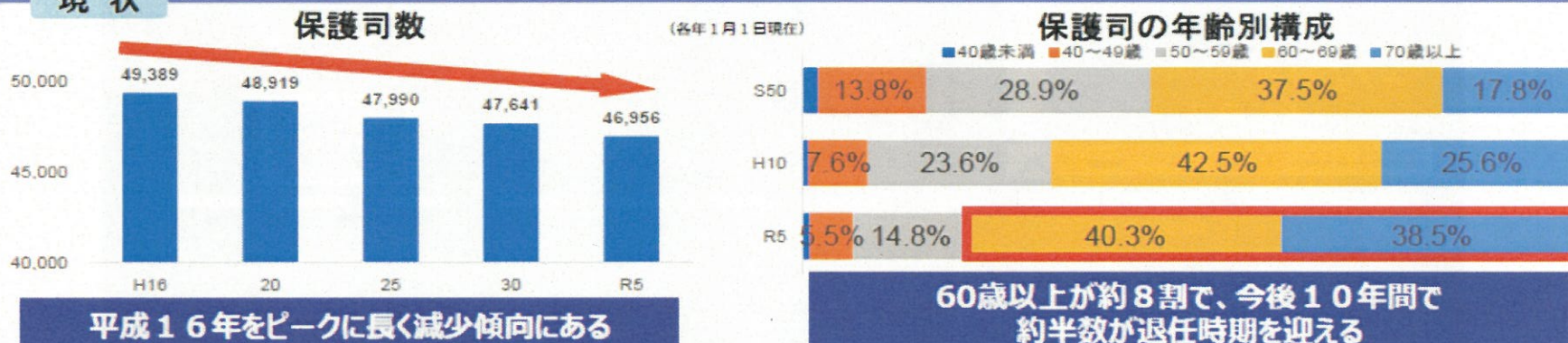
関係機関・団体とのネットワークの構築

保護司の適任者確保について

保護司とは

- ・地域の更生保護活動を担うボランティア（法務大臣から委嘱）
- ・全国に46,956人（充足率：89.4%） 平均年齢65.6歳 女性率26.8%（いずれもR5.1.1現在）
- ・地域ごとに保護司会を組織して活動（全国886か所）
- ・保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行う。
- ・活動拠点として、各保護司会に更生保護サポートセンターを設置

現状



保護司適任者の確保のため保護司活動への支援・負担軽減等が課題

法務省における取組

- ・保護司候補者検討協議会や保護司セミナーの開催
 - ・青年会議所など各種全国団体への候補者に係る情報提供の依頼
 - ・社会を明るくする運による広報活動（近年は、SNSやインターネット広告などの活用）
 - ・法務大臣表彰などの各種顕彰
- 等

地方公共団体の皆様をお願いしていること (R3.7.15総務省と法務省の連名で協力依頼)

- ・保護司候補者の確保（適任者に関する情報提供、職員の保護司への就任など）
 - ・保護司会活動への支援（自宅以外の面接場所の確保など）
 - ・表彰ならびに周知
 - ・保護司活動に協力的な事業主に対する優遇措置
- 等

自治体に御協力いただいている事例

広報

- ・自治体の広報誌に**更生保護の特集記事**を掲載し、住民の理解を促進
- ・保護司活動に関する住民向け説明会の案内を広報誌に掲載

保護司候補者の確保

- ・保護司活動に関する**職員研修**を実施し、退職予定職員や現役職員へ働き掛け
- ・職員が保護司活動をする際の職務専念義務を免除
- ・**首長や議員、担当職員自らが保護司**となって活動に参加

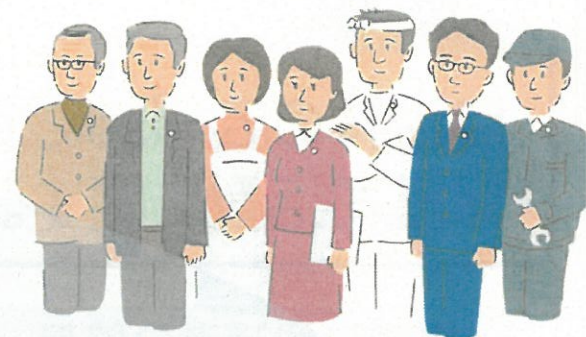
保護司会活動への支援

- ・保護司会との連絡窓口（担当部署）を設置／明確化
- ・更生保護サポートセンターへ**公的施設の一部を貸与**
- ・面接場所や会議場所の無償貸与、夜間・休日の利用を許可
- ・式典での顕彰、感謝状の贈呈

8割以上の
サポートセン
ターが公的
施設に入居

山口県の更生保護を支える人々

更生保護は、国家公務員の保護観察官と、民間篤志家である保護司との協働により進められています。そのほか、多くの更生保護ボランティア団体のほか、地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいています。



協力雇用主 **294**

保護観察官**8**

更生保護施設 **2**

保護観察中の人

保護司**829/850**

BBS会 **94**

更生保護女性会 **3263**



その他、地域の方々による協力

R5.3.31現在
県更女はR4.4.1現在
県BはR5.1.1現在



就労支援

地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

取組の根拠

◆再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(抄)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

◆第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)(抄)

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1. 就労・住居の確保等関係

○ 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標10】

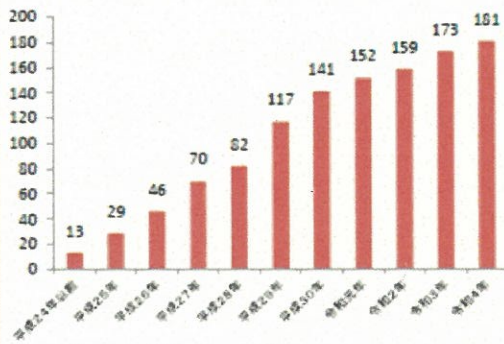
入札参加資格審査における優遇措置

総合評価落札方式における優遇措置

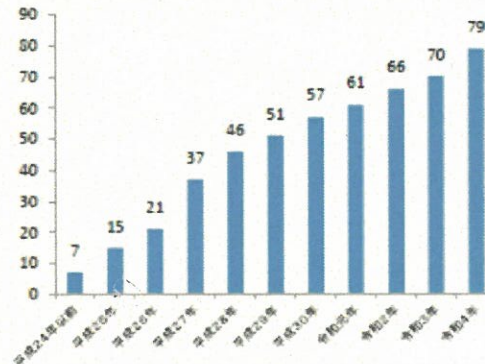
保護観察対象者の雇用

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。

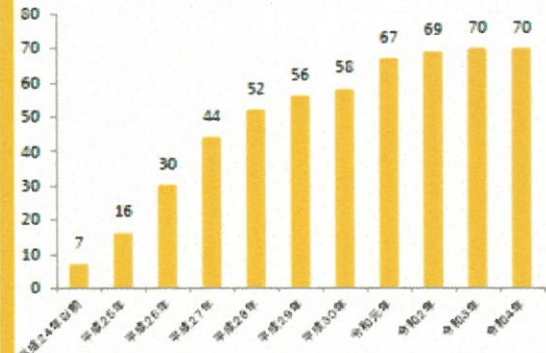
保護観察対象者を非常勤職員として雇用するもの。



181 団体



79 団体



70 団体 19

更生保護における新たな取組 「地域援助」について

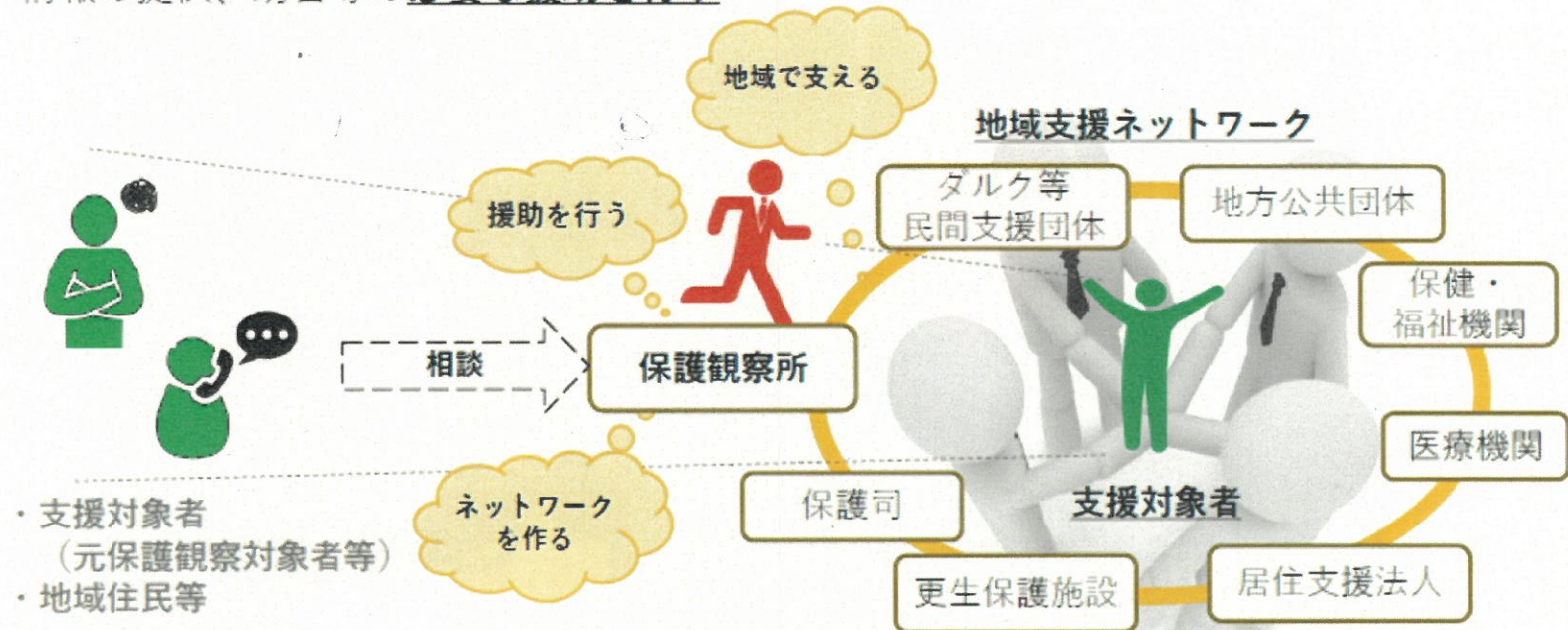
改正更生保護法に基づく保護観察所による地域援助

※刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法は令和5年12月までに施行予定

息の長い社会復帰支援の推進に向けた「地域援助」の実施

【地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

御清聴ありがとうございました。

